

令和6年4月1日から

# 36協定届の様式が改正されます！

令和6年4月1日から、工作物の建設の事業についても時間外労働・休日労働の上限規制が適用されることに伴い、36協定届の様式が改正されます。

「災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれるか」によって使用する様式が異なりますので、下記の図をご確認ください。

## 災害時における復旧及び復興の事業に従事することが

### 見込まれる場合

特別条項なし

特別条項あり

様式第9号の3の2

様式第9号の3の3

### 見込まれない場合

特別条項なし

特別条項あり

様式第9号

様式第9号の2

詳しくは、岡山労働局監督課（086-225-2015）、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください

新しい36協定届の様式は、厚生労働省HPからダウンロードできます！

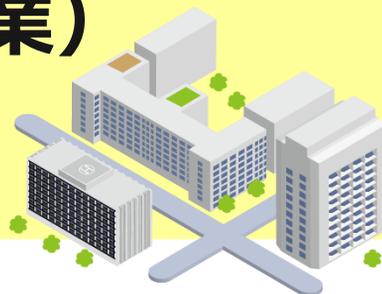


厚生労働省 36協定 様式

検索

(厚生労働省HP：主要様式ダウンロードコーナーへ)

# 時間外労働及び休日労働の限度時間等 (工作物の建設の事業)



## ▶【限度時間：共通】

1か月	1年
45時間 (42時間)	360時間 (320時間)

( ) は3か月を超える対象期間を定める1年単位の変形労働時間制を採用している場合の限度時間。

## ▶【特別条項で定めることができる時間】

※災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれない場合



1か月	1年
100時間未満	720時間
<ul style="list-style-type: none"><li>・1か月100時間未満には「休日労働」が含まれます。</li><li>・限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度となります。</li><li>・時間外労働及び休日労働の合計は、2～6か月を平均して80時間以内とする必要があります。</li></ul>	

## ▶【特別条項で定めることができる時間】

※災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれる場合

1か月	1年
—	720時間
<ul style="list-style-type: none"><li>・限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度となります。</li></ul>	

